平成２４年（フ）第１２４３１号
東京都調布市国領町４丁目49―１―207
債務者　片山恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４３５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3431―１―103
債務者　田中　勝広
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６０号
東京都練馬区谷原５丁目14―21―205
債務者　永井　和夫
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3109番地２
債務者　笹澤　敏光
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５２１号
岡山市北区津島福居２丁目４番37―５号、旧住所岡山市北区三野３丁目７番１号　第一ストークマンション206号
債務者　三宅　哲矢
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
大分県竹田市大字玉来1220番地８
債務者　甲斐　冴可（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時40分
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第２１２号
北海道帯広市西17条南６丁目１番地　若葉団地343番地
債務者　山本なほみ
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
北海道帯広市西９条南16丁目２番地３　セーフティハイムポプラ202号室
債務者　長谷川　圭
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４７０号
静岡県浜松市南区本郷町1338番地の１　コーポ大賀101
債務者　福田　昌孝
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
静岡県浜松市中区泉４丁目11番13号、前住所静岡県浜松市中区小豆餅４丁目６番９号　グランヴィ小豆餅205
債務者　小泉　　修
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
静岡県藤枝市音羽町５丁目23番地の16　フジワンビラ103号、旧住所静岡県牧之原市勝俣1640番地４
債務者　富田　欽子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１５４号
福岡市博多区上川端町14番20号305
破産者　株式会社イージス
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５９４号
福岡市早良区西新４丁目８番36―１号
破産者　有限会社スピリッツ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目158番地
破産者　有限会社サンライト
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２６号
札幌市中央区北３条東５丁目５番地
破産者　共栄機械株式会社
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１７号
札幌市南区石山２条７丁目５番18号
破産者　柴田石油有限会社
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５号
埼玉県越谷市大字大房847番地１
破産者　有限会社富士建工
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係